

## 深川市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

深川市長 山下 貴史

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

①メム地区 ②一已地区 ③納内地区 ④音江地区 ⑤多度志地区

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 5 月 31 日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

①メム地区（個人 100 経営体、法人 2 経営体）

②一已地区（個人 121 経営体、法人 12 経営体、集落営農 1 組織）

③納内地区（個人 56 経営体、法人 8 経営体）

④音江地区（個人 87 経営体、法人 12 経営体、集落営農 1 組織）

⑤多度志地区（個人 57 経営体、法人 10 経営体）

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の集積を進め、さらに耕作放棄地の発生防止を図る。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り、規模拡大により生産性を向上させるとともに、農業用機械等を更新し、生産費のコストダウンを図る。また、法人化を推進し、新規就農希望者を雇い入れるなど労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面でフォローアップを行い、将来的には地域の担い手として育成する。